

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2023/05/10

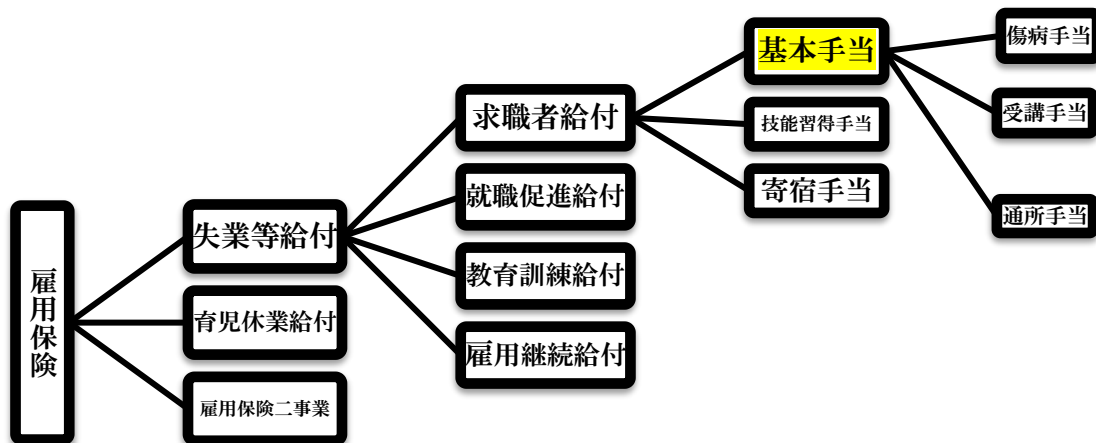
VOL.132

<基礎から学ぼう> 雇用保険 基本手当（失業給付）

2月に開いた「新しい資本主義実現会議」において、岸田首相は「自己都合で離職した場合の失業給付のあり方を見直す」と述べました。また、令和5年4月から雇用保険料率に変更となりました。そこで今回のいいの事務所ニュースでは、名前を聞いたことがあるけど、実はあまり知らない、雇用保険の基本手当（失業給付）について、深掘りします。

■ ① こんなに給付があるのです。～雇用保険の給付の体系は？

雇用保険法は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことを目的とした制度です。「保険制度」ですので、保険料を支払い（給与天引き）保険事故（失業、育休取得など）が発生した場合に、給付が政府より行われます。



■ ② どんな人がもらえるの？（その1）～基本手当受給の要件…失業状態にある場合

今回、クローズアップする給付は、「基本手当」（一般的には失業給付）です。

基本手当が受給できる人は、「失業状態」にある人を言います。「失業」とは、①現在、職業についていない状態で、②就職を希望して（就職するという意思がある）③いつでも就職できる状態にあり（いつでも就職できる能力がある）④積極的に仕事をさがしている、にもかかわらず仕事に就けない状態を言います。つまり、会社を退職して積極的に再就職活動を行う必要があり、病気で働くことができない場合や、専業主婦（主夫）になるので就職活動しない場合等は、対象外となります。

■ ③ どんな人がもらえるの？（その2）～基本手当受給の要件…受給資格要件

退職するまである程度の期間、雇用保険制度に加入（保険料を納めていた）していた実績が必要となります。離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12箇月以上ある場合に、基本手当を受給できます。被保険者期間とは、離職日より1か月毎に遡り、「出勤日数が11日以上ある月」または「出勤時間が80時間以上ある月」を被保険者期間1箇月としてカウントします。つまり、入社して1年間は出勤実績がないと、基本手当は受給できないこととなります。

■④いくらもらえるの？（その1）～基本手当日額とは？

基本手当は1日単位で支給されます。1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。基本手当は離職日の直近6か月に支払われた賃金の合計を180日（30日×6か月）で割り、1日の金額（賃金日額）を算出し、賃金日額に給付率を掛けた金額となります。給付率は、60歳未満の場合、50%から80%、60歳から64歳までは45%から80%となります。基本手当は社会保険のため、能力に応じて負担し必要に応じて受給するという原則より成り立っているため、賃金が低い人ほど給付率は80%に近い設定になっています。

■⑤いくらもらえるの？（その2）～所定給付日数とは？

基本手当は失業していれば無制限に受給できるものではなく、被保険者であった期間や、就職困難者であるかどうか、離職理由が倒産・解雇等である場合（特定受給資格者）や有期労働者が契約更新をされなかったことにより離職した場合（特定理由離職者）により日数が決まっています。これを**所定給付日数**と言います。

		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		—	90日		120日	150日
特定受給資格者	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
	30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
	35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
	60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日
就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			

■⑥どうやってもらうの？～具体的な手続き

基本手当受給の具体的な手続きは、Be Ambitious 社会保険労務士法人から「離職票」を受け取り、自宅の近くにあるハローワークへ出頭するところから開始します。ハローワークへ離職票を提出して、求職の申し込みを行うと、受給資格が決定されます。初めに、受給資格決定日より「待期間（7日間）」、引き続き「給付制限期間（2か月）」を経過の後、基本手当の受給となります。待期間は受給資格者全員が、給付制限期間は、退職理由が自己都合などの場合にはのみ適用となります。一方、特定受給資格者、特定理由離職者には給付制限期間はありません。次に、基本手当の受給開始後は、28日に1回の失業認定日にハローワークへ出頭し、失業の認定を受けた日数分の基本手当を受給します。所定給付日数を全て消化すると受給終了となります。また、離職日から1年間を過ぎると基本手当の受給はできません。

給付制限期間は、条文では「自己の都合で退職した場合は、…1箇月以上3箇月以内の間で職安長の定める期間は、基本手当は支給しない」となっています。現行は給付制限期間は、2か月となっておりますが、新しい資本主義実現会議で岸田総理が触れたのがこの部分で今後改正がされるかもしれません。

